

**東京大学大学院総合文化研究科  
広域科学専攻 生命環境科学系  
助教公募**

1.	職名及び人数	助教（任期あり） 1名
2.	契約期間	2025年4月1日～2030年3月31日
3.	更新の有無	更新する場合があり得る。ただし、更新は1回限りとし、更新後の任期は2032年3月31日までとする。 更新は、従事している業務の進捗状況、勤務成績、勤務態度、健康状況、予算の状況、契約期間満了時の業務量等を考慮のうえ判断する。
4.	試用期間	採用された日から14日間
5.	就業場所	大学院総合文化研究科（東京都目黒区駒場3-8-1） 変更の範囲：本学の指定する場所（配置換又は出向を意に反して命じられることは原則ない。詳細は東京大学教員の就業に関する規程第4条による。）
6.	所属	大学院総合文化研究科広域科学専攻生命環境科学系
7.	業務内容	教養学部後期課程（3,4年生）・大学院総合文化研究科での教育・研究指導  変更の範囲：配置換、兼務及び出向を命じることがある（意に反して命じられることは原則ない。詳細は東京大学教員の就業に関する規程第4条による。）
8.	就業時間	専門業務型裁量労働制により、1日7時間45分勤務したものとみなされる。
9.	休日	土・日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）
10.	休暇	年次有給休暇、特別休暇 等
11.	賃金等	学歴・職務経験等を考慮して決定。昇給制度あり。 参考 博士修了/34万円～ 医学博士修了/36万円～ 諸手当 賞与（年2回）、通勤手当（原則55,000円/月まで）の他、本学の定めるところによる。
12.	加入保険	法令の定めにより文部科学省共済組合、雇用保険、労災保険に加入
13.	応募資格	1) 酵母細胞、ヒトや大型類人猿の培養細胞などを用いた染色体生物学、クロマチン生物学、あるいはゲノム進化学分野の研究に熱意をもっていること 2) 博士の学位を有すること、あるいは着任日までに博士号取得が確実であること 3) 教養学部（後期課程）および大学院総合文化研究科における教育に積極的に取り組めること 4) 日本語が堪能であること（さらに英語による発表能力、学生指導能力を有することが望ましい）
14.	提出書類	可能な限り、以下の書類1)～5)を一つのPDFファイルにまとめてください。 1) 東京大学統一履歴書（様式については以下のURLからダウンロードし作成すること。） <a href="https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html">https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html</a> ※記入要領については上記URLによらずに以下を参照ください。 <a href="https://www.c.u-tokyo.ac.jp/faculty/soumu/jinji/download-jinji/rireki_20220823.pdf">https://www.c.u-tokyo.ac.jp/faculty/soumu/jinji/download-jinji/rireki_20220823.pdf</a> 2) 研究業績リスト（学術論文、総説・著書、受賞歴、学会発表、取得研究費、学会やアウトリーチ活動歴などに分類）

		3) 主要学術論文3編以内のPDF(supplementary informationは不要) 4) これまでの研究概要と今後の研究・教育への抱負(A4判3枚以内) 5) 応募者について照会できる2名の氏名、所属、連絡先
15.	提出方法	上記書類の電子ファイルを加納純子(本選考委員長)までメール送信してください。 jkanoh@bio.c.u-tokyo.ac.jp ※2~3日以内に当方から受信確認メールが届かない場合はお問い合わせ下さい。
16.	応募締切	2024年12月17日(火)23時59分必着。 書類選考の上、候補者に対して面接を実施します。
17.	問い合わせ先	〒153-8902 東京都目黒区駒場3-8-1 大学院総合文化研究科広域科学専攻生命環境科学系 加納純子 e-mail: jkanoh@bio.c.u-tokyo.ac.jp
18.	募集者名称	国立大学法人東京大学
19.	受動喫煙防止措置の状況	原則敷地内禁煙(屋外に指定喫煙場所あり)
20.	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には利用しません。</li> <li>・「東京大学男女共同参画加速のための宣言(2009.3.3)」に基づき、女性の積極的な応募を歓迎します。</li> <li>・産前・産後休暇、育児休業又は介護休業を取得した場合の契約期間の取扱い: 産前・産後休暇及び育児休業を取得したことにより雇用期間を延長することができます(詳細は東京大学における教員の任期に関する規則第3条による)。</li> <li>・採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。</li> </ul>